

第121回パテント研究会のご案内（参加費無料）

パテント研究会事務局 弁理士 長谷 久生

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、弊所の知財担当者向けの研究会として、第121回パテント研究会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 平成23年10月27日（木）PM1：30～4：30
2. 場 所 特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所 6F セミナールーム
岐阜市宇佐3丁目4-3 Tel：058-276-2122
3. 講 師 特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所 米国弁理士 タラス・ベムコ
4. 内 容 「米国特許法改正」

以下に記載する内容を始めとして、多くの改正点を含む米国特許法改正法案（リーヒ・スミス米国発明法案）が9月8日、米上院において89対9で可決されました。

- (1) 先発明主義から先願主義への移行
- (2) 特許付与後の異議申立制度の導入
- (3) 明細書ベストモード開示要件の無効理由からの除外

皆様に最新の情報をご提供すべく、米国特許改正法について広江アソシエイツ特許事務所に勤務している米国弁護士・弁理士のタラス・ベムコが解説します。なお、講義は英語で行われますが日本語の逐語通訳が付きます。

尚、当初の予定では「米国鑑定の実務」ということで準備を進めておりましたが、法案の成立を受け、急遽予定を変更致しました。米国鑑定の実務に関しましては日を改めて開催する予定です。

特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所

FAX:058-276-7011

パテント研究会事務局 長谷宛

ご出席 ・ ご欠席

会社名		役職・名前	
住所	〒		
電話		FAX	



特許業務法人
広江アソシエイツ特許事務所

岐阜市宇佐3丁目4-3 〒500-8368
Tel 058-276-2122 Fax 058-276-7011
E-Mail info@hiroe.co.jp
Website <http://www.hiroe.co.jp/>